

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第100号 周東環境衛生組合規約の変更に関する協議について

議案第101号 周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について

以上2議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第100号 周東環境衛生組合規約の変更に関する協議についての審査におきまして、

委員中から、「由宇地域のし尿、浄化槽汚泥を処理している周東環境衛生組合の衛生センターに、周東地域及び玖珂地域のし尿、浄化槽汚泥を追加して処理する予定となっているが、処理能力に不安はないのか」との質疑があり、

当局から、「令和6年度における処理量は、周東環境衛生組合の衛生センターでは1日当たり90.6キロリットル、真水苑では1日当たり18.7キロリットル、合計で109.3キロリットルの推計値となっている。衛生センターは1日当たり120キロリットルの処理能力となっており、問題はない状況である」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。